

みなとみらい21スマートシティコンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、みなとみらい21スマートシティコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産官学連携のもと、みなとみらい21地区におけるスマートシティの実現に向けた組織として活動することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スマートシティの実現に向けた事業に関すること
- (2) その他コンソーシアムの目的達成に必要なこと

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同する法人・団体で構成し、別途名簿を作成する。

- 2 第2条の目的に賛同しコンソーシアムへの参加意向のある法人・団体を会員に追加することができる。
- 3 ただし、前2項について、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。また、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であることとする。

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、第9条に定める事務局（以下、「事務局」という。）に入会申込書（様式1）を提出し、事務局が承諾したことをもって入会とする。

(退会)

第6条 コンソーシアムを退会しようとする会員は、事務局に退会届（様式2）を提出し、事務局が受領したことをもって退会とする。

(会員の義務)

第7条 会員は、本規約を遵守し、コンソーシアムの目的遂行のために協力する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、コンソーシアムへの参加により、第14条に定めるワーキンググループ等への参加又は出資等が義務付けられるものではない。

(役員)

第8条 コンソーシアムには次の役員を置く。

- (1) コンソーシアムに会長1名、副会長1名及び幹事を置く。
- (2) コンソーシアムの幹事は、一般社団法人横浜みなとみらい21の理事が在席する法人・団体の内コンソーシアムに参加しているもの、及び横浜未来機構とする。
- (3) 会長及び副会長は、幹事の中から決める。

(4) 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

2 会長及び副会長の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 コンソーシアムの運営及び活動内容に関する事務処理を行うため、一般社団法人横浜みなとみらい21が次に掲げる業務を行うものとし、同法人内に事務局を設置する。

2 事務局は、コンソーシアムの運営にあたって、以下の活動を担当する。

- (1) 本規約に定める事務手続き
- (2) 会員の入退会及び変更に関する管理
- (3) コンソーシアムの目的達成に必要な資料の作成
- (4) コンソーシアムの運営に必要な調査研究
- (5) コンソーシアムに係る会議等の開催
- (6) 会員への情報提供及び会員相互間の情報共有

3 事務局は、前項の事務局業務の一部を、第三者に委託することができる。

(オブザーバー)

第10条 コンソーシアムは、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(アドバイザー)

第11条 コンソーシアムは、必要に応じて専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(総会)

第12条 コンソーシアムは、コンソーシアムを円滑に運営するため、総会を開催する。

2 総会は、会長が招集し、会議を主宰する。

3 総会は、会員全員をもって構成し、その過半数をもって成立する。

4 コンソーシアムは、原則として年に1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めるときに臨時総会を開催することができる。

5 総会の議決は出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは会長が決定する。

6 総会は、コンソーシアムの設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改正
- (2) みなとみらい21スマートシティ実行計画（以下、「実行計画」という。）の年度計画
- (3) 事業報告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に関して重要な事項の決定

7 総会は、必要に応じて書面又はWEB方式等により開催することができる。

(幹事会)

第13条 コンソーシアムは、第3条に定める事業を円滑に推進するため、幹事会を開催する。

2 幹事会は、幹事をもって構成し、会長が統括する。

3 幹事会は、実行計画及びそれに基づく各事業の推進について決定する。

4 幹事会は、コンソーシアムの運営等に関する重要な事項の総会への提案、及び会長が必要と認めた事項について決定する。

5 幹事会は、必要に応じてアドバイザーに助言を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

(ワーキンググループ)

第14条 コンソーシアムに、専門事項を調査・検討・実証事業等をするためのワーキンググループを置くことができる。

(秘密保持)

第15条 会員は、コンソーシアムを通して知り得た秘密情報（コンソーシアムの活動内容及び他の会員に関する情報を含む。）を、法令の定めによる場合を除き、相手方の事前承諾なしに第三者に開示若しくは漏洩又は第2条の目的達成以外への使用をしてはならない。

2 前項にかかわらず、コンソーシアムの関係者へは秘密情報を必要な範囲で開示できるものとする。

3 第1項に定める第三者又は前項に定める関係者に秘密情報を開示する場合、秘密情報を開示した者は、秘密情報の開示を受けた者に対して、本規約と同様の秘密保持義務を課すものし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

(知的財産権等)

第16条 第3条に定める事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、会員及び関係者間であらかじめ書面をもって明確にする。

(事業年度)

第17条 コンソーシアムの活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、2024年3月18日から施行する。